

# 水質規制に係る運用についての要綱

## 1 目的

この要綱は、下水道法及び前橋市公共下水道条例に規定する排水基準違反事業場等に係る指導・処分基準を定めることによって、適正且つ敏速な事務遂行の規範とするとともに、併せて公共下水道・終末処理施設及び管渠等関連施設保全及び適切な維持管理を図ることを目的とする。

## 2 水質規制に係る運用について

指導及び処分を行う基準点

### (1) 有害物質を含む事業場

	注 意	警 告	命 令	告 発
違反回数(回目)	1回目	2回目	3回目	それ以上

### (2) 環境項目に係る事業場

	注 意	警 告	命 令	告 発
違反回数(回目)	1～2	3～4	5～6	それ以上

## 3 行政指導・行政処分の実施

監視の結果、悪質下水を排除していた事業場に対して公共下水道管理者は、改善命令、一時停止命令等を行うことができる。しかし、軽微な違反事業場については、先ず「注意」、「警告」等の行政指導で対処する。

行政指導に従わない事業場に対しては、行政処分に対処する。

### (1) 「注意」の適用

極めて軽微な違反で過去の排水管理状況が良好な有害物質を含む事業場に対して1回目は、「注意書」による注意を行うものとする。

環境項目に係る事業場に対して1回目は「口頭の注意」、2回目に「注意書」による注意を行うものとする。

注意書の様式は、別紙1とする。

### (2) 「警告」の適用

軽微な違反で過去の排水管理状況が良好な有害物質を含む事業場に対して2回目は、「警告書」による警告を行うものとする。

環境項目に係る事業場に対して3回目・4回目は、「警告書」による警告を行うものとする。

警告書の様式は、別紙2とする。

### (3) 「命令」の適用

行政指導を行った後も、なお悪質下水を排除する有害物質を含む事業場に対して3回目は、「命令書」による命令をおこなうものとする。

環境項目に係る事業場に対して5回目・6回目は、「命令書」による命令を行うものとする。

著しい違反や悪質な違反を行った事業場に対しては、注意・警告等の行政指導を経ずに「命令書」による命令を行うものとする。

命令書の様式は、別紙3・4とする。

### (4) 「告発」の適用

下水排除基準に適合しない下水を公共下水道に排除して、下水道施設あるいは処理機能に重大な損害を与える違反を行った事業場、改善命令または一時停止命令に従わなかった事業場等に対しては、状況に応じて「告発」を行うものとする。なお、告発については、判定会を開催し十分検討するものとする。

## 4 判定会について

(1) 2の水質規制の運用にしたがい命令文書が出され、その命令による改善がなされなかった場合は、判定会を開催し、その後の措置を決定する。

(2) 判定会は、公共下水道管理者の指名した職員をもってする。

管理者・上下水道部長・総務課長・下水道施設課長・下水道管理課長・下水道建設課長及び特に管理者が指名した職員をもって組織する。

なお、事務は下水道施設課水質係にておこなう。

## 5 告発について

(1) 下水排除基準に適合しない下水を公共下水道に排除して、下水道施設あるいは処理機能に重大な損傷を与える違反を行った事業場、改善命令または一時停止命令に従わなかった事業場等に対して、状況に応じて行う。

(2) 告発に際しては、判定会にて十分に検討をおこない最終手段とする。

## 6 継続期間について

(1) 継続期間は、最後の規制基準違反より6ヵ月とする。

(2) 継続期間中は、数回水質試験をおこない改善の確認をする。

(3) 6ヵ月の継続期間中に規制基準値違反がない場合は、6ヵ月経過後自動的に解除とする。

## 7 附 則

この水質規制に係る運用についての要綱は、平成5年4月1日より実施する。

前 水 下 施 第 号  
平成 年 月 日

様

前橋市公営企業管理者

## 注 意 書

貴事業場の排水水について平成 年 月 日に採水し、水質について検査したところ 〇〇の項目について、  
〇〇の基準を越えていました。

今後水質悪化の原因を究明し、処理施設等の適切な維持・管理を行い良好な水質での排除とすようお願いします。

記

改善指示事項





様

前橋市公営企業管理者

### 排水一時停止及び改善命令書

貴事業場の \_\_\_\_\_ に所在する \_\_\_\_\_ から排除されて  
いる下水について水質検査を行ったところ、下記のとおり、 \_\_\_\_\_ の規定  
に違反するものであった。  
よって、下水道法第37条の3の規定に基づき、下記1のとおり命令する。

#### 記

#### 1. 命令内容

(1) 下水の排除を次の期間停止すること。

期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで 日間

(2) 平成 年 月 日までに除害施設の改善その他必要な措置をし、  
の規定に違反しない水質の下水にして排除すること。

なお、改善計画書を平成 年 月 日までに前橋市公営企業管理者あて提出  
し、改善期間中においても暫定措置をして法規定に違反しない水質の下水にして排除  
すること。

#### 2. 排除下水の検査結果

採 水 日	採水時間	水 質 項 目			

#### ( 教 示 )

この命令に不服のある場合は、この命令のあったことを知った日の翌日から起算  
して60日以内に行政不服審査法第6条の規定に基づき、前橋市公営企業管理者に  
対して異議申立てをすることができる。